

木構造振興(株)と(公財)日本住宅・木材技術センターでは、 林野庁補助事業「令和5年度内外装木質化等の効果実証事業」 を下記の通り募集致します

1 事業の趣旨

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

本事業では、民間非住宅建築物等における木材利用の促進を図るため、民間の創意工夫によるオフィスやホテル等の施設における内外装木質化等の効果の実証についての提案を募り、審査により選定された提案に対し助成等を行うことにより、内外装木質化等におけるニーズや効果のデータ化とその効果的な普及を行い、内外装木質化等の具体的な需要につなげることを目的としています。

2 対象となる事業

民間非住宅建築物等における内外装木質化等による利用者、就労者、設置者にとっての生産性・経済性における効果に係る次の実証事業を対象とします。なお、内外装木質化等の材料及び施工にかかる経費は、助成対象外のため、木造又は既に木質化された空間を利用して効果の実証を行うか、自己負担などで木質化した空間を利用して効果の実証を行っていただきます。

- 利用者の作業性・業務効率（集中力を高める、知的生産性の向上など）を高める効果の実証
- 来訪者の数を増やす効果の実証
- 来訪者の滞在時間を延ばす効果の実証
- 客単価等収益を上げる効果の実証
- 就労者不足を解消する効果の実証
- 子供の集中を助ける効果の実証
- その他生産性・経済性における効果の実証

3 応募資格

本事業に応募できる者は、企業、団体等とし、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 内外装木質化等における木材利用に関する知見を有すること。
- (2) 効果の実証を的確に実施できる能力を有すること。
- (3) 実証に当たっては、個人情報の保護や研究倫理に係る法令等を遵守すること。
- (4) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 本事業の公正な実施に支障を及ぼす恐れのないこと。
- (6) 本事業において知り得た情報の秘密を徹底すること。
- (7) 本事業の実施に先立って、反社会勢力とかかわりのないこと。

4 補助の内容

実証事業の実施に当たっては、別に定める助成金交付規程によりその経費の定額を助成します。

5 事業規模他

- ・本事業規模は、助成額(国庫補助金額)として全体で5,584,000円を予定しています。
- ・実証事業の実施期間は、令和5年9月中旬～令和6年1月31日(水)を予定しています。
- ・令和2年度～令和4年度の内外装木質化等の効果実証事業に採択されている場合、実証内容が同一の提案内容については、評価対象から除外します。また、募集要領別紙の「令和2年度～令和4年度内外装木質化等の効果実証事業 生産性及び経済性の効果の内容」をご確認いただき、新たな実証内容の提案をお待ちしております。

6 応募の受付

応募書類の受付は、令和5年7月18日(火)～令和5年8月17日(木)13時(必着)とします。

7 お問い合わせ先及び応募書類提出先

〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2

(公財)日本住宅・木材技術センター 研究技術部 担当：増村、清水

TEL：03-5653-7662 FAX：03-5653-7582 E-mail：gijutsu@howtec.or.jp

応募の詳細は、住木センターHP (<https://www.howtec.or.jp/>) の「新着情報のお知らせ」の募集要領を参照して下さい。また、7月下旬(予定)に募集のための説明会を実施します。日時及び参加方法等については、HPでご確認下さい。

事業の流れ(応募者および実施者の主な手続き)

